



※収支報告書は、提出されたものがそのままインターネット上において公表されます。

収支報告書 (令和 2 年分)

- (ふりがな) (あべ はろお こうえんかい)
- 政治団体の名称 阿部治夫後援会
 - 主たる事務所の所在地 四街道市千代田4丁目27番9号
 - 代表者の氏名 阿部治夫
 - 会計責任者の氏名 阿部治夫

問合せ先

(担当者) 阿部治夫

(電話) 043-423-6418

(担当者) _____

(電話) _____

※問合せ先については、必ず連絡のとれる連絡先を記載してください。

国会議員関係政治団体の区分
(政治資金規正法第19条の7第1項)

第1号に係る国会議員関係政治団体

第2号に係る国会議員関係政治団体

・公職の候補者の氏名 _____

・公職の種類 _____
(該当する方に○→) (現職 ・ 候補者)

・国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間

1年を通じて適用

対象年の途中での適用の異動あり

(「異動あり」の場合のみ以下を記入)

____年 月 日 から ____年 月 日まで

※該当する区分に「✓」を付すこと。

政治団体の区分	
<input type="checkbox"/> 政党の支部	<input type="checkbox"/> 政党
<input checked="" type="checkbox"/> その他の政治団体 (後援会等)	<input type="checkbox"/> 政治資金団体
<input type="checkbox"/> その他の政治団体の支部	<input type="checkbox"/> 政治資金規正法第18条の2第1項の規定による政治団体

活動区域の区分
<input type="checkbox"/> 2以上の都道府県の区域等
<input checked="" type="checkbox"/> 同一の都道府県の区域内

資金管理団体の指定の有無
<input type="checkbox"/> 無
<input checked="" type="checkbox"/> 有
(以下 指定「有」の場合のみ記載)
・公職の種類 <u>四街道市議</u> (該当する方に○→) (現職 ・ 候補者)
・資金管理団体の届出をした者の氏名 <u>阿部治夫</u>
・資金管理団体の指定の期間
<input checked="" type="checkbox"/> 1年を通じて適用
<input type="checkbox"/> 対象年の途中での適用の異動あり
(「異動あり」の場合のみ以下を記入)
____年 月 日 から ____年 月 日まで

- 注意(1)上記のうち、政治団体の名称、主たる事務所の所在地、代表者の氏名及び会計責任者の氏名に記載する内容は、提出日現在で届出ている内容と一致してください。
- (2)上記のうち、政治団体の区分、活動区域の区分、国会議員関係政治団体の区分、資金管理団体の指定の有無に記載する内容は、前年12月31日現在の状況に従い記載してください。
- (3)記載した内容を訂正する場合は、会計責任者の押印が必要です。
- (4)提出にあたっては、記載されたページのみ提出してください。

(下欄は記載不要。選挙管理委員会が記載。)

団体コード	翌年への繰越金
344730	

41

収 支 の 状 況

全団体必要

(その2)

注意：収支がない団体にあっても、本表と表(その17)及び表(その20)は提出しなければならない。

1 収支の総括表

		十億	百万	千	円
(1) 収 入 総 額 (①+②)	178				
① (前年からの繰越額)	148				
② (本年の収入額 = $A+B+C+D+E+F+G$)	30				000
(2) 支 出 総 額 (表(その13-1)の合計額)					0
(3) 翌 年 へ の 繰 越 額 ((1)-(2))	178				459

2 収入項目別金額の内訳

※収支がない場合であっても、上記の表の欄にはすべて記入すること。↑

(1) 個人の負担する党費又は会費			十億	百万	千	円
金 額	A					
員 数					人

(2) 寄 附		金 額					備 考
ア 寄 附 (イを除く。) の 区 分		十億	百万	千	円		
(ア) 個人からの寄附	[うち特定寄附]					内訳を表(その7-1)へ記載すること。	
(イ) 法人その他の団体からの寄附							
(ウ) 政治団体からの寄附				30	000	内訳を表(その7-3)へ記載すること。	
小 計 (ア)+(イ)+(ウ)						(ア)~(ウ)の小計を記載すること。	
	[寄附のうち寄附のあつせんによるもの]					内訳を表(その8)へ記載すること。	
イ 政党匿名寄附						内訳を表(その9)へ記載すること。	
合 計 B (ア+イ)				30	000		

※「特定寄附」とは、候補者等が、政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附したものをいう。

※「政党匿名寄附」とは、政党が街頭や講演会等で受けた一件千円以下の寄附をいう。

全団体必要

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄附の内訳 (法人その他の団体)				寄附者の区分		法人その他の団体		
団体の名称	金額				年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考
	十億	百万	千	円				
自由民主党千葉県第9区			30	000	2,2,16	千葉市若葉区若松町360-21	飯本真利	
この頁の小計			30	000				
その他の寄附								
合計			30	000				

→ ※ 下記注意(2)参照。
 → ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)本表は、政党(の支部)が使用するものである。
 (2)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
 (3)寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に上場・外資50%超と記載すること。

(その17)

資 産 等 の 状 況

全団体必要

1 資産等の総括表

資 産 等 の 有 無			
資 産 等 の 項 目 別 区 分	有	無	備 考
ア 土 地	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
イ 建 物	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
オ 預金（普通預金及び当座預金を除く。） 又は貯金（普通貯金を除く。）	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
カ 金 銭 信 託	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
キ 有 価 証 券	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ク 出 資 に よ る 権 利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	

注意(1)すべての団体が提出するものであること。

(2) 団体としての資産等について記載するものであり、全ての項目について有・無のいずれかに「✓」を付すこと。

(3) 「有」欄に✓を付けた資産等については、その内訳を表(その18)に記載すること。

全団体必要

全団体必要

宣 誓 書

添 付 書 類 (別添のとおり)

- 領収書等の写し
- 監査意見書 (政党及び政治資金団体に限る。)
- 政治資金監査報告書 (国会議員関係政治団体に限る。)

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和 3 年 5 月 19 日

政治団体の名称 阿部治夫後援会

会計責任者の氏名 阿部治夫



(以下は解散届提出時のみ記入)

(代表者の氏名 阿部治夫)



※解散の場合は、解散届も必要となります。

全団体必要